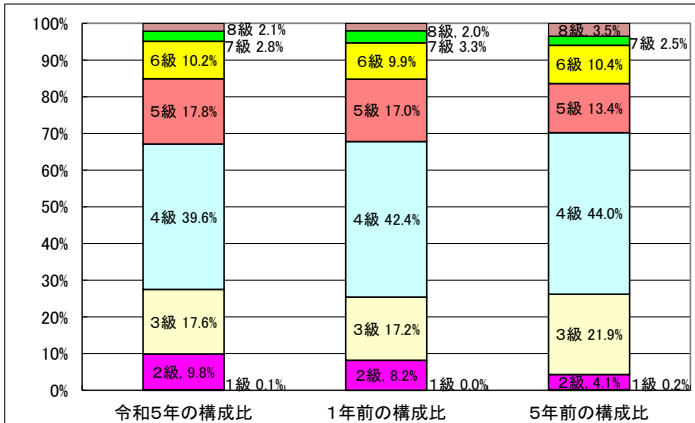


3 一般行政職の級別職員数等の状況

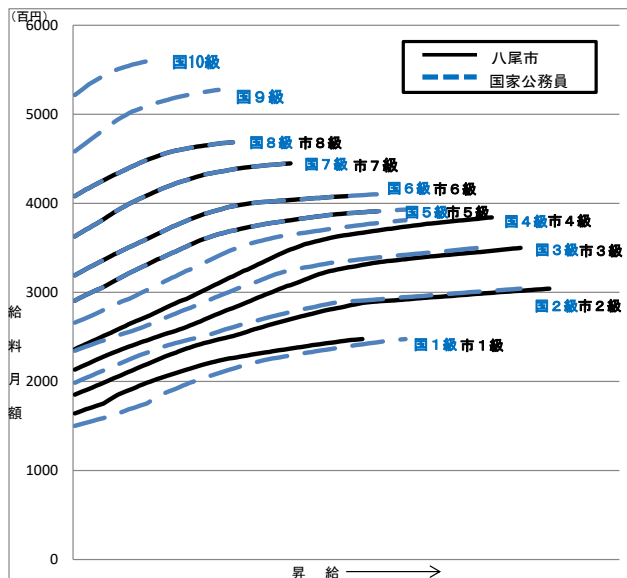
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	基準となる職務	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長又は理事の職務	19人	2.1%	408,100円	468,600円
7級	部次長の職務	25人	2.8%	362,900円	444,900円
6級	課長又は参事の職務	91人	10.2%	319,200円	408,200円
5級	課長補佐又は主幹の職務	159人	17.8%	290,700円	391,000円
4級	係長又は主査の職務	354人	39.6%	236,200円	384,200円
3級	副主査の職務	157人	17.6%	213,300円	350,000円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	87人	9.8%	185,200円	304,200円
1級	係員の職務	1人	0.1%	164,100円	247,600円



(注) 八尾市職員給与条例に基づく行政職給料表(1)の級区分による職員数です。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（八尾市）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績 がある区分	昇給可能 な区分	昇給実績 がある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	